

京都府後期高齢者医療広域連合告示第12号

京都府後期高齢者医療広域連合予算の要領の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第219条第2項の規定により、令和5年第2回京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の議決を経た令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり公表する。

令和5年8月30日

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

第1表 繰越明許費

(単位 : 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	標準システム機器更改事業	610,000